

○豊橋市交通児童館の設置及び管理に関する条例

昭和44年 4 月12日

条例第29号

豊橋市交通児童館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、豊橋市交通児童館（以下「児童館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにするとともに交通安全能力の開発に寄与するため、児童館を次の場所に置く。

豊橋市向山町字池下35番地

(使用者の資格)

第3条 児童館を使用できる者は、児童及びその同伴者並びに市長が適当と認めた者とする。

(一部改正〔平成22年条例40号〕)

(使用の制限)

第4条 児童館を使用しようとする者又は使用する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）は入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 児童の健全な遊びを阻害し、又は児童に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び器物等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公益上又は管理上支障があると認めるとき。

(一部改正〔平成22年条例40号〕)

(損害賠償)

第5条 児童館を使用する者がその施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(追加〔平成22年条例40号〕)

(指定管理者による管理)

第6条 児童館の管理は、指定管理者に行わせる。

(追加〔平成22年条例40号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童館の事業として市長が定める事業の実施に関する業務
- (2) 児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(追加〔平成22年条例40号〕)

(管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例及び関係規則並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところに従い、適正に児童館の管理を行わなければならない。

(追加〔平成22年条例40号〕、一部改正〔令和4年条例42号〕)

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成22年条例40号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月17日条例第40号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日条例第42号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。